

独立行政法人国立美術館保有個人情報開示等取扱規則

平成17年 6月24日

国立美術館規則第4号

[一部改正：平成18年国立美術館規則第46号]

[一部改正：平成19年国立美術館規則第11号]

[一部改正：平成23年国立美術館規則第12号]

[一部改正：平成25年国立美術館規則第9号]

[一部改正：平成30年国立美術館規則第15号]

[一部改正：令和5年国立美術館規則第16号]

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における個人情報の開示，訂正，利用の停止，消去又は提供の停止（以下「開示・訂正等」という。）については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。），同法施行令（平成15年政令第507号）及びその他の法令に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「法人文書」とは，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この規則において「特定個人情報」とは，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

3 この規則において「各館等」とは，事務局，国立アトリサーチセンター（以下「センター」という。），東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立映画アーカイブ，国立西洋美術館，国立国際美術館及び国立新美術館をいう。

4 前3項に定めるもののほか，この規則における用語の意義は，法第2条及び法第60条に定めるところによる。

(委員会)

第3条 開示・訂正等の判定等，個人情報の開示・訂正等の適切な実施に関する事項は独立行政法人国立美術館情報公開取扱規則（以下「情報公開取扱規則」という。）に定める情報公開委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(開示請求)

第4条 法第76条に基づいてなされる国立美術館の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「本人情報」という。）の開示請求は，開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）から提出される開示請求書（別紙様式第1号）又はこれと同等の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により，独立行政法人国立美術館情報公開窓口設置要項（以下「窓口設置要項」という。）に掲げる情報公開窓口（以下「情報公開窓口」という。）で受け付ける。

- 2 前項の場合において、開示請求者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
 - 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの又は理事長が本人であることを確認するために相当と認めた書類
 - 二 開示請求書を送付して開示請求する場合には、開示請求者は、前号の規定にかかわらず、前号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）
- 3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人が本人に代わって第1項の規定による開示請求をする場合には、当該代理人は、その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 任意代理人が本人に代わって第1項の規定による開示請求をする場合には、当該任意代理人は、委任状（別紙様式第29号）を提出するとともに、当該委任状の印鑑の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を提出しなければならない。
- 5 開示請求をした法定代理人又は任意代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を理事長に届けなければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- 7 開示請求者は、第1項、第3項及び第4項による請求を行う際に、情報公開取扱規則第12条第1項第1号に定める開示請求手数料（以下「手数料」という。）を支払わなければならない。
- 8 前項に定める手数料の納入方法等は、情報公開取扱規則第12条第3項及び第4項を準用する。
- 9 理事長は、第7項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第33条第2項に基づき、特定個人情報に関する開示請求に係る手数料の免除申請書（別紙様式第26号）の提出があった場合は、当該手数料を免除することができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。
- 10 理事長は、前項申請にかかる手数料の免除を決定したときは、特定個人情報に関する開示請求に係る手数料の免除決定通知書（別紙様式第27号）により当該開示を受ける者に通知しなければならない。また、理事長は、前項申請にかかる手数料の免除をしない旨の決定したときは、特定個人情報に関する開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（別紙様式第28号）により当該開示を受ける者に通知しなければならない。
- 11 第1項、第2項、第3項又は第4項により提出された開示請求書に形式上の不備があるとき、又は、第7項により支払われた手数料の不足等があると認めたときは、開示請求者に対し参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の特定）

第5条 理事長は、前条第1項、第3項及び第4項による開示請求があったときは、これを、次の各号に掲げる事項とともに、関係する各館等の館長、事務局長又はセンター長（以下「館長等」という。）に通知するものとする。

- 一 開示請求に係る法人文書（以下「請求対象文書」という。）の名称
 - 二 その名称のみによって請求対象文書を特定することが困難であると認められる場合には、その名称以外の、請求対象文書の特定に必要な事項（開示請求者が知りたい内容等）
- 2 前項の通知を受けた館長等は、速やかに請求対象文書中の保有個人情報（以下「請求対象情報」という。）を特定し、その開示・不開示等（以下「開示等」という。）について各館等における予備的判断を行い、その内容と請求対象文書の利用目的を、当該文書又はその写しとともに、理事長に提出するものとする。

（保有個人情報の開示及び部分開示）

第6条 理事長は、開示等の判断を行うに際して前条第2項の予備的判断を参考にし、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。

（開示請求に対する措置）

- 第7条 理事長は、各館等からの請求対象情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、決定通知書（別紙様式第2号）により通知するものとする。ただし、法第62条第2号又は第3号に該当する場合には、開示する保有個人情報の利用目的は通知しない。
- 2 理事長は、請求対象情報の全部を開示しないときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、不開示決定通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

（開示決定等の期限延長）

- 第8条 理事長は、法第83条第2項を適用して、開示請求があった日から前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）を行う期間（以下「開示決定等の期間」という。）を延長する場合は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等期限延長通知書（別紙様式第4号）により通知するものとする。
- 2 理事長は、法第84条を適用して、開示決定等の期間を延長する場合は、開示請求があった日から30日以内に、開示請求者に対し、開示決定等期限特例延長通知書（別紙様式第5号）により通知するものとする。

（事案の移送）

- 第9条 理事長は、法第85条に基づいて事案の移送をするときは、移送通知書（別紙様式第6号又は別紙様式第6号の2）により事案を移送するものとする。
- 2 理事長は、前項により他の行政機関の長等に事案を移送したときは、開示請求者に対し、移送通知書（別紙様式第7号）により通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 理事長は、請求対象情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において開示決定等を

するに当たり、当該情報の内容等に照らし適当と認められるときは、当該情報に係る第三者に対し、通知書（別紙様式第8号）により通知して、意見書（別紙様式第10号）を提出する機会を与えることができる。

- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、通知書（別紙様式第9号）により通知を行い、意見書（別紙様式第10号）を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が法第78条第2号ロ又は同条第3号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を法第80条の規定により開示しようとするとき。
- 3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、請求対象情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、通知書（別紙様式第11号）により通知するものとする。

（開示の実施）

- 第11条 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、理事長は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 前項によりがたい事由がある場合は、情報化の進展状況等を勘案して情報公開規則別表に掲げる方法により行う。
 - 3 開示の実施は、当該法人文書を保有する各館等で行う。ただし、国立アトリサーチセンターについては事務局で行う。
 - 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示の実施方法等申出書（別紙様式第12号）により、開示決定の通知があつた日から30日以内に理事長にその求める開示実施の方法等を申し出なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求）

- 第12条 前条による保有個人情報の開示を受け、その開示された保有個人情報の内容の訂正を求める者（以下「訂正請求者」という。）は、開示を受けた日から90日以内に限り、保有個人情報の訂正請求書（以下「訂正請求書」という。）（別紙様式第13号）により訂正を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。
- 2 第4条第2項、第3項及び第4項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同規定中「開示請求」とあるのは、「訂正請求」と読み替えるものとする。なお、任意代理人が本人に代わって本人情報のうち特定個人情報に関し第1項による訂正請求をする場合には、当該任意代理人は、委任状（別紙様式29の2）を提出するとともに、当該委任状の印鑑の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を提出する。

（訂正対象文書の特定）

第13条 理事長は、前条第1項による訂正請求があったときは、これを、関係する館長等に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた館長等は、速やかに訂正対象保有個人情報等を特定し、その訂正の可否について各館等における予備的判断を行い、その内容を、当該保有個人情報又はその写しとともに、理事長に提出するものとする。

(保有個人情報の訂正の可否)

第14条 理事長は、訂正の可否の判断を行うに際して前条第2項の予備的判断を参考にし、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。

(訂正請求に対する措置)

第15条 理事長は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、訂正決定通知書(別紙様式第14号)により通知するとともに、当該保有個人情報を保有する館長等に訂正を求めるものとする。

2 前項による訂正を求められた館長等は、次の各号に掲げる事項を速やかに行うものとする。

一 当該保有個人情報の訂正

二 前号により訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知書(別紙様式第15号)により通知

三 理事長に対して、第1号の完了報告及び前号の処置を行った場合には、その旨の報告

3 理事長は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、決定通知書(別紙様式第16号)により通知するものとする。

(訂正決定の期限延長)

第16条 理事長は、法第94条第2項を適用して、訂正請求があった日から前条第1項又は第3項の決定(以下「訂正決定等」という。)を行う期間(以下「訂正決定の期間」という。)を延長する場合は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正決定延長通知書(別紙様式第17号)により通知するものとする。

2 理事長は、法第95条を適用して、訂正決定の期間を延長する場合は、訂正請求があった日から30日以内に、訂正請求者に対し、訂正決定特例延長通知書(別紙様式第18号)により通知するものとする。

(事案の移送)

第17条 理事長は、訂正請求に係る保有個人情報が第9条の規定に基づく移送に係る開示に係るものであるときに法第96条に基づいて事案の移送をするときは、移送通知書(別紙様式第19号)により事案を移送するものとする。

2 理事長は、前項により他の独立行政法人等又は行政機関の長に事案を移送したときは、訂正請求者に対し、移送通知書(別紙様式第20号)により通知するものとする。

(利用停止請求)

第18条 第11条による保有個人情報の開示を受け、その開示された保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を求める者（以下「利用停止請求者」という。）は、開示を受けた日から90日以内に限り、保有個人情報の利用停止請求書（別紙様式第21号）（以下「利用停止請求書」という。）により利用停止を請求（以下「利用停止請求」という。）することができる。

2 第4条第2項、第3項及び第4項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同規定中「開示請求」とあるのは、「利用停止請求」と読み替えるものとする。なお、任意代理人が本人に代わって本人情報のうち特定個人情報に関し第1項による利用停止請求をする場合には、当該任意代理人は、委任状（別紙様式29の3）を提出するとともに、当該委任状の印鑑の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を提出する。

（利用停止請求対象保有個人情報の特定）

第19条 理事長は、前条第1項による利用停止請求があったときは、これを、関係する館長等に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた館長等は、速やかに利用停止対象保有個人情報を特定し、その利用停止の可否について各館等における予備的判断を行い、その内容を、当該保有個人情報又はその写しとともに、理事長に提出するものとする。

（保有個人情報の利用停止の可否）

第20条 理事長は、利用停止の可否の判断を行うに際して前条第2項の予備的判断を参考にし、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。

（利用停止請求に対する措置）

第21条 理事長は、利用停止請求対象保有個人情報を利用停止するときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、利用停止決定通知書（別紙様式第22号）により通知するとともに、当該保有個人情報を保有する館長等に利用停止を求めるものとする。

2 前項による利用停止を求められた館長等は、次の各号に掲げる事項を速やかに行うものとする。

- 一 当該保有個人情報の利用停止及び提供の停止
- 二 理事長に対して、前号の完了報告

3 理事長は、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止にしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、決定通知書（別紙様式第23号）により通知するものとする。

（利用停止決定等の期限延長）

第22条 理事長は、法第102条第2項を適用して、利用停止請求があった日から前条第1項又は第3項の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行う期間（以下「利用停止決定等の期間」という。）を延長する場合は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止決定等延長通知書（別紙様式第24号）により通知するものとする。

2 理事長は、法第103条を適用して、利用停止決定等の期間を延長する場合は、利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止請求者に対し、利用停止決定等特例延長通知書（別紙様式第25号）により通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第23条 理事長は、法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたときは、同条第2項各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知書(別紙様式第30号)により通知するものとする。

(個人情報開示等の窓口)

第24条 国立美術館は開示請求、訂正請求及び利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者(以下「請求者」という。)の利便を考慮した適切な措置及び個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)に対する適切かつ迅速な対応のため、情報公開窓口において開示請求等及び苦情の受付並びに請求者に対する案内を行うこととする。

2 情報公開窓口の開設日及び時間は、窓口設置要項に定めるところによる。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、個人情報の開示・訂正等の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条第4項、第5条第1項及び第11条第3項の改正規定は、令和5年3月28日から施行する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 情報公開窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 平成 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

開示請求手数料 (1件300円)	納付の方法（詳細は裏面をご覧ください。） 1 指定銀行口座への振込による納付 指定銀行口座に振込により納付し、その領収証書を添付してください。 2 現金で開示を実施する情報公開窓口へ直接納付
---------------------	--

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明者とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

<別紙様式第1号②>

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(情報公開窓口における開示の実施の方法、情報公開窓口における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は独立行政法人国立美術館の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。

納付の方法は、次の2通りあります。

(1) 指定銀行口座への振込により納付し、その領収証書をこの請求書に添付して提出してください。

(2) 現金により開示を実施する情報公開窓口へ直接納付してください。特定個人情報の開示請求をする場合において、手数料の免除を受けようとする場合には、様式第26号の免除申請書も提出する必要があります。

5 本人確認書類等

(1) 情報公開窓口来所による開示請求の場合

情報公開窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかわからない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

独法美総第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等(裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所
期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間:
場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電 話: 03-3214-2561
F A X: 03-3214-2577
e-mail:

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の2週間前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施について

- (1) 情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本様式に記載した担当までお問い合わせください。

独法美第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

保有個人情報開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日 (開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局 (担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話: 03-3214-2561
FAX: 03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長



保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記


開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

独立行政法人等 殿
(行政機関の長)

独立行政法人国立美術館理事長 

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。


記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局（担当： ）
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話：03-3214-2561
FAX：03-3214-2577
e-mail：

独法美総第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先	(他の行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局 (担当 :)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電 話:03-3214-2561
F A X :03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため，同法第86条第1項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	独立行政法人国立美術館事務局（担当： ） 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1 電 話：03-3214-2561 F A X：03-3214-2577 （土，日曜，祝祭日を除く10:00～17:30）
意見書の提出期限	年 月 日

独法美総第 号
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた, 貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について, 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第86条第2項の規定に基づき, 御意見を伺うこととしました。

つきましては, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号, <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた, 貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先 (本件の連絡先)	独立行政法人国立美術館事務局(担当:) 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1 電話:03-3214-2561 FAX:03-3214-2577 (土, 日曜, 祝祭日を除く10:00~17:30)
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる情報公開窓口の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)の具体的理由</p>
連絡先	<p>※本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。</p>

独法美第 号
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた, 貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については, 下記のとおり開示決定しましたので, 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定について不服があるときは, 行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により, この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に, 独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお, 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても, 決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。)

また, この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は, 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により, この決定があったことを知った日から6か月以内に, 独立行政法人国立美術館を被告として, 同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお, 決定があったことを知った日から6か月以内であっても, 決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：独法美総第 号
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	種類・量	実施の方法	
		※希望する実施方法に○をしてください。	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの 交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

(有 : 同封する郵便切手等の額 円)
(無)

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1

電話:03-3214-2561

FAX:03-3214-2577

e-mail:

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 独法美総第 号、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

<別紙様式第13号②>
(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 情報公開窓口来所による訂正請求の場合

情報公開窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、情報公開窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

独法美総第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(他機関の長) 殿

独立行政法人国立美術館理事長 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

(他機関の長) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第92条の規定により訂正したので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局 (担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話: 03-3214-2561
FAX: 03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)


また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局 (担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話: 03-3214-2561
FAX: 03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

独立行政法人等 殿
(行政機関の長)

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先	(他の行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局(担当：)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電 話:03-3214-2561
F A X:03-3214-2577
e-mail:

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

Tel ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： 独法美総第 号，日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止， <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には，加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合，次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

<別紙様式第21号②>

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第90条第1項第2号)

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、第61条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき、第63条の規定(不適正な利用の禁止)に違反して取り扱われているとき、第64条の規定(適正取得)に違反して取得されたものであるとき又は第69条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)又は第71条第1項の規定(外国第三者提供制限)に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 情報公開窓口来所による利用停止請求の場合

情報公開窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、情報公開窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

独法美総第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 殿

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことを決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局(担当:)
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話:03-3214-2561
FAX:03-3214-2577
e-mail:

独法美総第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
独立行政法人国立美術館事務局（担当： ）
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話：03-3214-2561
FAX：03-3214-2577
e-mail：

年 月 日

特定個人情報に関する開示請求に係る手数料の免除申請書

独立行政法人国立美術館理事長 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第33条第2項に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

2 免除を求める理由

①生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。

②その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。


①に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

独法美総第 号
年 月 日

特定個人情報に関する開示請求に係る手数料の免除決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

年 月 日付けで請求のあった開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第89条第4項の規定に基づき、下記のとおり免除することを決定したので通知します。


記

対象となる個人情報の名称

独法美総第 号
年 月 日

特定個人情報に関する開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人国立美術館理事長 

年 月 日付けで請求のあった開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しない旨を決定したので通知します。

記

1 対象となる保有個人情報の名称

2 免除が認められない理由等

(注)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

委 任 状

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(代理人) 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 7 特定個人情報に関する開示請求にあつては、開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名



連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(代理人) 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名



連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状

独立行政法人国立美術館理事長 殿

(代理人) 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名



連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

独法美総第 号
年 月 日

(審査請求人) 様

独立行政法人国立美術館理事長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの独立行政法人国立美術館に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 諮問第 号

<本件連絡先>

独立行政法人国立美術館事務局（担当： ）
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
電話：03-3214-2561
FAX：03-3214-2577
e-mail：

注1 「審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定等、不開示決定等）を記載する。

注2 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。